

# 風景保全策としての 「風景をつくるごはん」プロジェクト

真田 純子<sup>1</sup>

<sup>1</sup>正会員 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部  
(〒770-8506 徳島県徳島市南常三島町2-1, E-mail:sanajun@ce.tokushima-u.ac.jp)

本稿では、景観計画策定や重要文化的景観などの政策により、農村風景を保全する制度は整ってきているものの、耕作放棄地が増えるなど「手入れ不足」による風景の荒廃が進行しつつあるという現状を踏まえ、その解決策として「風景をつくるごはん」プロジェクトの提案を行った。提案にあたって、集落風景を守ることの意義、および既存の景観施策での限界を論じた上で、近年の消費の動向も踏まえて、消費することで集落風景の維持を応援する「風景をつくるごはん」プロジェクトについて論じた。

キーワード: 集落風景, 農業, 景観保全, 消費

## 1. はじめに

景観計画策定や重要文化的景観などの政策により、農村風景を保全する制度は整ってきている。しかしながら農村集落は過疎化や高齢化が進行し、それにより耕作放棄地が増えるなど、農村風景が荒廃しつつあるという現状もある。

本稿では、農村風景の保全を行うための方策の一つとして「風景をつくるごはん」プロジェクトを提案する。本プロジェクトの詳細は後述するが、農村の野菜を食べることで農村風景を守ろうというプロジェクトである。風景を維持するためには、風景の要素である田畑が維持されていることが必要である。農村の田畑で採れるものを消費することは、上流（農村の田畑）から下流（都会などの消費地）への流れを良くすることでもある。上流に関する政策だけでなく、下流までも視野に入れているのが特徴である。

以上のプロジェクトを提案するため、本稿では下記の事項について順を追って論述する。

- ・なぜ農村風景の保全か
- ・景観保全施策の限界
- ・「消費する」ことの重要性和可能性
- ・解決策としての「風景をつくるごはん」

## 2. なぜ農村風景の保全か

農村風景の保全の方策について述べる前に、なぜ保全が必要なのかについて述べてみたい。2 (2) で詳述する

が、農村風景を保全する最大の理由は、それが農村集落の存続の方策だからである。そのためここではまず、そもそもなぜ農村集落を保全する必要があるのかについて述べてみたい。

### (1) 農村集落の必要性

全国的な人口減少の時代に、農村集落をこのまま維持し続けるのは難しい。そこですべての人口が都市部に集中して居住するという考え方も出てくる。こうすれば中山間地等に拡散して居住する人々に対する公共サービスコスト、およびそこに住むためのインフラ維持コストも削減でき、短期的には経済性の高い効率的な住まい方であると言える。

一方で、農村集落がなくなることについて否定的な意見もある。たとえば「撤退の農村計画」では、永松敦が集落の消滅は、農山村で引き継がれてきた文化も失われるという。この「文化」とは祭礼や民俗芸能のみならず「猪鹿などの獣肉、山茶、きのこ類を利用する文化」など、身近な文化も含まれるとしている。またそれは「日本の山野の恵みを持続的に利用する技術、その地の気候風土に適した農法」が失われることを意味し、「石油や食料の大量輸入に依存した社会」が何らかの理由で途絶えた場合、そういった技術が失われていることは「致命的な問題」になると述べている<sup>1)</sup>。

こうした危機が実際に起こった国としてキューバがある。1960年代初頭のキューバ革命以降、アメリカの経済封鎖を受けて旧ソ連を中心とした社会主義国からの輸入に頼って国を維持してきた。農業に関連するものでは、化学肥料や農薬、家畜飼料、石油などをソ連から輸入し

ていた。しかしながら1991年にソ連が崩壊すると貿易量が85%減少し、深刻な経済危機および食料危機に陥ったという。1994年の農業生産量は1990年の55%になり、国民一人あたりのカロリー摂取量は食糧危機以前の64%にまで低下したと言われている<sup>2)</sup>。

なお、そのような危機のなか、伝統農法を加味した上で新しい技術を取り入れた結果、1998年には危機以前の水準に回復し、現在では有機農業大国となっている。

資源エネルギー庁の調査によると現在の日本に供給されるエネルギーの約96%は輸入に頼っており、日本でもこうした危機が訪れる可能性は否定できない。セーフティネットとして農山村に伝わる文化を維持しておく必要があると言えよう。

「撤退の農村計画」では、農村集落が消滅することで起こるもうひとつの問題として、東淳樹が「二次的自然」の消滅を挙げている。田んぼや水路、ため池、雑木林などの農村の風景を構成している環境は、「人が暮らしやすいように、手を加えてつくり変えた自然であり、人に使われることによって、構造と機能を保ってきた」という。そのため、集落が消滅すればこれらの二次的自然も消滅するという。

二次的自然の消滅は、一度失われると取り戻すことのできない生物多様性を失うだけでなく、未知なる遺伝子資源が失われることにより品種改良や薬品開発の遅れ、精神的な充足や教育・レクリエーションの機会が失われることによるダメージ、土地が管理されなくなることによる土砂崩れの発生、森が荒れることによる水質の悪化など、国全体への影響を挙げている<sup>3)</sup>。

以上のような理由で、都市部に人口が集中して居住するのではなく、都市部や山間部、農村部に人々が分散して、それぞれの文化や土地利用を継承していることが重要であると言える。

もちろん、全国的な人口減少の現在、現存するすべての集落が存在し続けることは、現実的ではない。しかしながら、すべてがなくなって良い訳ではないのである。

## (2) 農村風景の必要性

農村集落が存続し続ける必要性については以上の通りであるので、本節では、その存続の方策としての農村風景の必要性について考察したい。

農村風景が良好であれば、そこに住む者が愛着を持ち、過疎化のブレーキになる、移住希望者に選んでもらいやすくなるなど、農村の持続性に寄与すると考えられる。一方で農村風景の主体は田や畑などの一次産業の場であるため、農村が持続し、農村文化を継承しながら農業を行っている人がいることは、農村風景の保全にとって重要である。つまり、農村風景は暮らしの姿であり、人々

を引き留め呼び寄せるための資源でもあるといえる。

しかし風景が魅力的なら人が住むというだけでは「必要」という理由としてやや弱いため、ここでは、所得の向上からみた風景の必要性という視点で考察する。

農村集落が存在し続けることと、それにより作り出されている、いわゆる「農村風景」が保全されることは完全にイコールではない。なぜなら農村空間は「効率化、利便性」の名のもと、様々な整備が行われ、農村風景が変化しつつあるからである。たとえば棚田の作業性を上げるために複数の田んぼを合筆したり、農村の交通の利便性を確保するために広幅員の道路をつくり、それにより巨大なコンクリート擁壁が出来ることもある。また水路の維持管理を容易にするためにU字溝の水路に切り替える、棚田の石積みの保全に手が回らず崩れたところからコンクリート擁壁に変更していく、水車小屋の維持管理の手間を省くため屋根をガルバリウム鋼板に変更する、若い世代などが家を建てる際、土地や気候、暮らし方（農業）によって生み出された伝統的な住まい方とは異なる、土地の歴史の文脈から逸脱した家を建てる等は、実際に多くの農村集落で起こっていることである。

では、農業の効率性を向上させることには、どれくらいの意味があるのだろうか。

山地の多い日本では、いわゆる農村風景は中山間地のそれがイメージされることが多い。実際、中山間地の農地は全農地の42%を占める。それらの農地の生産性についての農林水産省の調査結果は表-1の通りである。

表-1 生産性比較

	平地	中間	山間
労働生産性 (1時間あたり)	936円	733円	570円
土地生産性 (1haあたり)	97万円	74万円	70万円

実際に中山間地の生産性が平地に比べて低いことがわかる。さらに視野を世界に広げて見るならば、たとえばアメリカの平均経営面積は169.9haで、日本の2.27haの75倍である。EUの平均も14.1haで、日本の6倍である（農林水産省公表のデータによる）。

こうして見てみると、日本の農村が生産性を上げることで世界と戦える、つまり関税等での保護を失ったときに農業一本で自立した農村を作り上げることは、相当の困難を伴うことが推測できる。

ここで参考になるのが、イタリアでこの20年ほどで活発になってきているアグリツーリズムである。これは、農村の風景とそこで採れる食材を資源に、都会の人が休暇を過ごすという観光のスタイルである。

イタリアに限らず米国やEUでは、農業従事者と工業やサービス業に従事する人の所得格差を縮めるため、所得補償の政策がとられていた。

宗田によると、生産量に応じた直接所得補償金では、

個々の農家が生産性を上げようとし、市場に農産物が溢れ、価格が下がるという矛盾がおこる。そのためには生産調整が必要になるが、高関税などの規制が必要となり、それを続けることが難しい状況にある、という<sup>4)</sup>。

こうした問題を解決するため、EUでは農家への所得補償を減らして生産性を諦めさせると同時に、集約的農業から有機農業、環境保全型農業への転換、および農村観光による所得の道に対し、補助金を出す方策をとった<sup>4)</sup>。

生産性を向上させることに限界があるならば、農村はその他の道をとらざるを得ない。アグリツーリズムのように半農半観光の道を探るならば、農業を効率的にするために農村風景を壊すのではなく、農村風景を資源として活用する必要があるのである。

実際、イタリアの農業は有機農業や環境保全型農業に転換しつつあるが、こうした農法は、近代的な集約型農業よりもさらに農村風景保全に貢献すると考えられる。

### 3. 景観保全施策の限界

ここまでのところで、農村風景の必要性について述べてきた。現在、農村風景を守るための施策として、景観計画や重要文化的景観等文化財として残す方法、もしくは耕作放棄地解消のためのオーナー制度等がある。

本章では、これらの施策による風景の保全に関して出来ることと出来ないことについて考察していく。

#### (1) 景観計画による農村風景の保全

まず、景観法にもとづく景観計画であるが、ここでは行為の制限と景観農業振興地域整備計画について考察する。景観計画で「良好な景観」形成するには、届け出対象行為をさだめ、それに対して行為の制限をかけることができる。景観計画に盛り込むことのできる行為の制限の対象は、第16条第1項には建築物、工作物、開発行為、その他良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観行政団体の条例で定める行為と定められて

農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 建築物の建築等
- (2) 高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
- (3) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
- (4) 土地の開墾
- (5) 森林の皆伐
- (6) 水面の埋立て又は干拓

図-1 景観法政令 行為の制限の除外規定

いる。ただし、除外規定として第16条第7項に「通常管理行為、軽易な行為、その他の行為で政令で定めるもの」とある。この「政令で定めるもの」の中には、景観法政令第8条第4項に図-1に示す規定がある。

つまり、通常の農業に関する行為や、2m以下の用排水路、農道、林道の整備であれば、景観計画の届け出対象行為からは除外される。

行為の制限の対象になる行為であっても、意図的に行う行為のみが対象となっているため、農村の過疎化に伴う耕作放棄地等については、規制の対象外となる。

ここで大切なのは、「1. はじめに」でも記述したように、農村風景の荒廃の大きな要因は過疎化、高齢化による耕作放棄地の拡大、その他、石積みや畦、水路などの農地関連施設、里山の手入れに手が回らないことが大きな原因だということである。

過疎化、高齢化の要因は、農村の収益性の問題等による若者の流出であると言われる。その対策として効率化を図るための農地の改変や農地をつぶして工場誘致を行うなどの意図した改変が行われ、これにより農村風景が失われることもある。しかし、そこまでの投資ができない地域も多く、そうした場所では人手不足による農村空間への手入れ不足という消極的な理由による風景の変化が起こっていると言えよう。

そう考えると、景観計画による規制は、意図的な農村風景の改変に対しては有効であるが「手入れ不足」に対しては力不足であると言える。

つづいて、農村集落の営農と関連する景観農業振興地域整備計画について考察する。これは景観法第55条に定められているもので、「景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項」を定めることとなっている。国土交通省の監修した解説書ではその具体的な中身として、景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業の近代化のための施設の整備に関する事項が定められるとしている<sup>5)</sup>。

また同書では「棚田等を含めた地域の良好な景観を形成するための施策を講ずるため、必要に応じて農業生産力の最大化等のための施策を抑制すべき場合がある<sup>5)</sup>」ために、景観農業振興地域整備計画の制度が用意されていると書かれている。

このように第55条では、営農と景観の両立を目指していることがわかる。この「両立」を空間改変のベクトルで理解すると、営農のための空間改変と景観保全のバランスをとろうとするものといえ、基本的には営農をしたいという意志が住民にあってこそ成り立つものである。高齢化、過疎化の進む農村景観で問題となる耕作放棄地の解消には、直接はつながらない。

耕作放棄地の解消については、第56条の土地利用の勧告に関する規定を使って可能となる。耕作するよう地権者等に勧告し、それでも耕作が無理なら権利移転等を迫る勧告を行うことが出来るというものである。しかしこの制度は、重要文化的景観のような「国の宝」となった農村風景には適用の妥当性が共有される見込みはあるが、その他の地域の多くの農村風景では、適用に対する合意が得られにくいと言えよう。

## (2) 重要文化的景観による農村風景の保全

一方、重要文化的景観の文化財保護の観点から見た制度はどうだろうか。文化財保護法における文化的景観の定義は「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（第2条第1項第5号）」とあり、生業が形に表れたものを指していると理解できる。選定時の保存計画では保存に向けた体制などを記すことになっているが、「文化的景観資料集第1集 文化的景観保存計画の概要（I）<sup>6)</sup>」によると、各地の保存計画では、景観整備機構の制度を活用し、地元NPOなどと連携して空間維持を行うことを検討する等が書かれていることがほとんどである。これは計画というより構想であるのみならず、集落における本来の農作業によって空間維持を図ろうとするものではないといえる。「生活又は生業の理解」をするための空間（景観）保存とは、すでにその意図がずれてしまっていると言えよう。なお蕨野の棚田の保存計画では「課題」として「生活や産業の持続可能性のためのしくみづくり」が挙げられている。このように「計画」にはなっていないものの、文化的景観をそれを作り出す生活そのものから保全することの必要性を指摘しているものも存在する。

しかしそうした保存計画を提出し、選定された後の補助制度では、修復等のハード整備や普及啓発活動のみが保存の対象となっており、景観を生み出す根本である集落の農業再建は、国庫補助の対象外である。

重要文化的景観においても、「手入れ不足」に対しては先述の「勧告」や「景観整備機構」等の景観法で用意された制度を使うしかないといえる。重要文化的景観の制度で「手入れ不足」による風景の棄損が解決するわけではなく、重要文化的景観に選定されることでそれらの制度が使いやすくなるに過ぎない。

## (3) オーナー制による農村風景の保全

耕作放棄地による風景の棄損を解消するため、オーナー制度を取り入れているところがある。オーナー制度は都市と農村の交流や援農といった目的があり、全国の棚田オーナー制度を調査した中島峰広が来訪回数や面積、

会費等により分類した類型では(1)農業体験・交流型、(2)農業体験・飯米確保型、(3)作業参加・交流型、(4)就農・交流型、(5)保全・支援型の5つに分けられている。このうち(2)と(5)は、体験も可能であるが基本的にはそれぞれ、事前の米の購入予約、金銭的支援である。

中島の調査では2007年現在、全国の棚田オーナー制を導入しているのが86地区あり、そのうち最も一般的なのが(1)の類型で、来訪回数3回未満ということである。来訪回数4～9回の(3)の類型が30地区あり、作業の内訳は田起・田植・数回の草刈・稲刈・脱穀などとなっている。(4)の来訪回数10回以上の類型を「最も進化した類型」と述べており全国で3地区見られるという。作業内容は「水管理以外のほとんどの作業」を行うという<sup>7)</sup>。

こうした方法によって耕作放棄地の解消にはつながるであろう。しかしながら農地、特に中山間地の棚田では、農地を構成している要素は耕作面のみならず石積み等の擁壁面、水源地やため池を含む水路等も重要である。一般的な棚田オーナー制度では、耕作面の耕作維持は可能であるが、そうした周辺要素の維持には手が回っていないのが現状である。

実際、岐阜県のとあるオーナー制を採用している地域では、地域の方が耕作している棚田とオーナー制を採用している棚田とで、石積み面の管理に大きな差が出ている事例がある（図-2）。

そのため、持続的な風景の保全を行おうとするならば、そうした石積みや水路等の保全を担う農村側の担い手を確保する方策をとるか、そこまでの維持管理も負担してもらえる熱心なファンを抱えるオーナー制度を構築する必要がある。現在多くの地域で行われているオーナー制度では農地の関連施設の保全には寄与出来ておらず、オーナー制度の好調に安心していると長い目で見た場合に風景の保全が不可能になるときがくるといえる。



図-2 棚田の石積み（岐阜県） 左がオーナー制

## 4. 「消費する」ことの重要性と可能性

これまでのところで、農村風景の重要性、農村風景を風景として取り出し扱う「制度」では、農村の過疎化、高齢化にともなう「手入れ不足」による風景の棄損は解

決できないことを確認した。

農村風景が失われていく根本の原因が、過疎化、高齢化にあるなら、それを解決することが大事である。2章で指摘したように、集落活性化のために風景を資源として活用するなら、風景を作り出す農業を活性化させる必要がある。風景の保全として課題の解決を図ろうとすれば空間の話になるが、産業としての農業の活性化を目的にするならば、当然「売れること」が重要になってくる。

そのため集落の活性化にあたっては、棚田米などのブランド化や、安全性、美味しさなどの付加価値をつけることを目指してきた地域がある。こうした取り組みが重要であることは否定するものではない。

しかしこうした農村側の取り組みを、供給者と消費者の関係で考えるならば、供給者は農村等の生産効率的には不利な地域で付加価値をつける努力をするのに対し、消費者は、外国産等の安い商品等と並ぶ一選択肢として「選ぶ」という立場にあるといえる。農業の活性化において、農村側の努力の道しかないと考えるのは、消費者が消費者自身の効用を高めるための「合理的な」選択をすることが前提になっているのである。

しかしながら近年、こうした従来の「合理的な」選択に基づく消費の形態に変化が見られるようになった。消費者個人の効用を最大にするための消費ではなく、理想の社会づくりに貢献するための消費が行われるようになってきているのである。たとえば、グリーン購入法は地球環境に配慮した製品を積極的に購入することを定めたものであるし、フェアトレードはフェアトレードジャパンの定義によると「開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す『貿易のしくみ』」である。また、こうした消費を助けるための認証機関も存在する。例えばレインフォレスト・アライアンスは、農業分野においては地球環境への配慮、労働者の適正な労働環境、生活環境の確保を認証の基準に据えており、消費者の消費行動の一助となっている。

このような環境面、社会面への影響を配慮した購入を総合的に「エシカル購入」と呼ぶこともある<sup>8)</sup>。

もう少し身近なところでは、東日本大震災の復興支援のための牡蠣のオーナー制（事前購入）や日本酒の購入、その他、産業を応援することによる復興支援という考え方が広がった。これらも個人の効用を高めるための購入とは異なるもので「エシカル購入」のひとつと言える。

以上のように消費はその目的の部分において大きな変化が起きつつある。先述したように農村集落の存続は国全体の問題でもある。そのため集落の農業の活性化を農村側の努力のみに押しつけるのではなく、社会全体で取り組む必要があるし、その可能性は十分にあると言える。

## 5. 解決策としての「風景をつくるごはん」

これまでのところで、農村風景の維持は国全体の問題である、空間に特化した「景観施策」だけでは不十分である、消費して産業そのものを応援する必要がある、との認識を示した。農村風景の維持に関して、難しく考えたが、もう少し単純に「遊びに行く農村風景を大事に思うなら、普段からそれが維持されるよう応援する必要がある」と考えることも可能であろう。

本章では、消費して応援することを目的とした「風景をつくるごはん」プロジェクトについて、ルール、ネーミング、ごはんの内容について説明する。

### (1) 農村風景応援のためのルール

農村の風景を応援するため、図-3に示すルールを作成した。順をおってルールの解説をすると「1. 基本は徳島県内産の食材」は基本ルールであり、徳島で活動している以上、徳島の風景を維持したいからである。この場所の部分については、それぞれの住む場所や応援したい場所によって変更可能な部分である。「2. 選べるときはなるべく過疎地のもの」は、県内でも応援したい優先順位を考えた結果である。「3. 出来るだけ産直市で購入」については、市場に出荷されてそこで需要と供給のバランスから値段がつけられたものではなく、生産者が自ら値段をつけたものを購入したいという思いによる。

「4. 調味料など難しい場合は四国内」は、1の基本ルールと理念は同じである。「5. 旅行先で買ったものはOK（むしろ積極的に）」は、旅先で農村風景を楽しんだらそのお礼をするべきであると考えからである。「6. それ以外は、有機栽培のもの（地力を落とさない）」は、主にスパイスなどに適用されるが、日本では生産されていないようなものを購入する場合は、環境に配慮した生産を行っているもの、出来れば労働環境などにも配慮した製品を購入することになっている。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 基本は徳島県内産の食材</li><li>2. 選べるときはなるべく過疎地のもの</li><li>3. 出来るだけ産直市で購入</li><li>4. 調味料など難しい場合は四国内</li><li>5. 旅行先で買ったものはOK（むしろ積極的に）</li><li>6. それ以外は、有機栽培のもの（地力を落とさない）</li></ol> |
|---|

図-3 風景をつくるごはんのルール

### (2) 農村と食卓をつなぐネーミング

さらに、農村風景が農村の努力だけで完結すべきものではないこと、市街地に住む人々が「消費」という形で応援出来ることを示すために、この取り組みに「風景を



つくるごはん」という名前をつけた。これは、食卓で食べるものの選び方によって、農村風景が左右されること、つまり食卓と風景がつながっていることを意識化してもらうためのネーミングである。

これまで、地域のもを消費する取り組みとしては、地域のもをその地域で消費する「地産地消」、あるいは農村で生産されたものを都会で消費する「地産地商」「地産都消」などの言葉が用いられていた。

もしくは食品の「つながり」に関するものでは生産地の追跡可能性を示す「トレーサビリティ」という言葉が用いられていた。

しかしながら、農村風景を応援するための消費は、これらのどの言葉もしっかりくるものではない。地産地消はそもそも流通によるエネルギー消費の問題や生産者の顔の見える作物を消費したいという「安全性」に価値を置いたものである。また、地産地消では消費が限られることから都会で消費してもらうための「地産地商」「地産都消」という言葉が誕生した。農村で作られたものを都会で消費するという点では「風景をつくるごはん」と一致するが、この言葉では空間的な広がりや農村とのつながりがイメージ出来ず、農村風景を想起させるのは難しい。「トレーサビリティ」も同様である。さらにこれは食品の「安全性」を重視した概念であり、従来の個人の効用を最大化する消費の理念に基づいたものであり、農村の応援という意図は含んでいないと言える。

### (3) 風景をつくるごはんの内容

風景をつくるごはんのための食材選びのルールを(1)で示したが、これだけでは不十分である。なぜなら、食材を自分で選ぶ食事がつまり家庭で料理をする内食の割合は年々減少してきており、レトルトや調理済み冷凍食品等の中食による消費が増えてきているからである。

こうした中食で調達される食材は、価格や品質の均質性、量の確保の観点から、中山間地で生産されるものを使用することは少ないと考えられる。

したがって、家庭で野菜等の一次産品を購入し調理するところまでを包括して「風景をつくるごはん」にする必要がある。つまり、手の込んだ野菜料理ではなく、気軽に作って食べられる料理を提案することが重要であると考えられる。

そのため「風景をつくるごはん」プロジェクトでは、**図-4**に示すようになるべく野菜の消費を増やすべく野菜中心であることに加え、食材を単品で使うことを心がけている。この調理法は野菜の数が少ないために下ごしらえの時間が短縮できるほか、冷蔵庫に半端な食材が残りにくいため、仕事が不規則で毎日継続的に料理が出来ない人でも取り組みやすいというメリットがある。



図-4 風景をつくるごはんの例

実際、(1)で示したルールに則って産直市で地元の野菜を購入すると、一時期に購入できる野菜の数はかなり限られるため、自然と少ない野菜数で料理を作ることとなるのである。なお、こうした食材選びをしていると、つねに旬の食材を食べることとなり、食卓に季節感が出るというメリットもある。ただし、いつまでも大根が続くなど、人間側の「これが食べたい」というエゴを抑制する必要も出てくるが、こうした季節や食材ありきの食卓がより農村の風景を身近に感じられる要素ともなる。

## 6. おわりに

以上、本稿では「風景をつくるごはん」プロジェクトについてその必要性や取り組み内容について提案した。

今後はこの取り組みをさらにブラッシュアップすると同時に、広める活動にも力を入れ、実質的に農村集落の収益に影響を与えるまでの取り組みに育て上げることが必要であると考えている。

### 参考文献

- 1) 林直樹ら「撤退の農村計画」学芸出版社、2010年
- 2) 吉田太郎「有機農業が国を変えた」コモンズ、2002年
- 3) 宗田好史「なぜイタリアの村は美しく元気なのか」学芸出版社、2012年
- 4) 前掲4)
- 5) 国土交通省都市・地域整備局都市計画課監修「逐条解説景観法」ぎょうせい、2004年
- 6) 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所「文化的景観保存計画の概要（I）」、2010年
- 7) 中島峰広「棚田オーナー制度の発展・類型と評価」都市と農村をむすぶ、672号、2007年
- 8) 山本良一、中原秀樹「エシカル購入」、環境新聞社、2012年